

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 24 日 (金) 第 390 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4

公 告

- 一般競争入札公告 (2件) (学事法制課取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 9

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 12
- 被留置者の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 12

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業貴重品運搬警備業務 1 級, 同 2 級及び警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 13

熊毛海区漁業調整委員会指示

- マダイの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 16
- アサヒガニの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 16
- 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 17
- うみがめの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 17

告 示

鹿児島県告示第156号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市隼人町西光寺字内道平3374番, 字釜迫3376番2, 3378番1, 3378番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字内道平3374番・字釜迫3376番2・3378番1・3378番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

日置市東市来町長里字尾畑1080番3，1086番2，1087番3，1087番4，字浦田二1489番，1489番1，1490番，1491番，1491番1，1492番1，1492番5，1508番，字杉之迫一1527番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第158号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

21.7トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	6.2トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	7.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	1.5トン

鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	4.0トン
-------------------------------	-------

鹿児島県告示第159号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
15.7トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業	7.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	6.8トン

鹿児島県告示第160号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1332号	令和11年3月20日	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

鹿児島県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び区画整理）朝戸地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年2月27日から同年3月27日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場耕地課

鹿児島県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり

基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 2 月 1 日から終了を通知するまで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、出水市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点復旧測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 12 月 20 日から令和 5 年 2 月 24 日まで
- 3 作業の地域 出水市高尾野町大久保及び上水流の一部

鹿児島県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から令和 4 年 7 月 29 日鹿児島県告示第620号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 2 月 10 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 5 年 2 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	西之表市現和字中原5119番21地先から同市現和字提ガ中原5205番2地先まで	令和 5 年 2 月 24 日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関、各市町村等との間の文書等の送達業務）
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

- (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 陸上運送業務の直前2事業年度以上の営業実績があること。
- (4) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数、作業人員の数等）が整っていること。
- (5) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可、認可等を受けていること。
- 3 入札参加資格の審査等
- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
- ア 所定の営業概要書
イ 営業経歴書
ウ 法人にあっては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書
エ 個人にあっては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の所得税確定申告書の写し
オ 2の(5)の許可、認可等を受けていることを証する書類
カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所及び提出期限
- ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号
イ 提出期限 令和5年3月8日午後5時15分
なお、提出期限後も随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (3) 資格審査の結果
資格審査の結果は、提出期限内に提出した者については、令和5年3月17日までに書面により通知する。
- (4) 提出書類に関する説明
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) その他
- ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- ア 入札金額は、総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を乗じ、路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 令和5年3月23日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

9 最低制限価格

設定する。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2144

ファックス番号 099-286-5508

12 その他

- (1) この入札は、この調達に係る令和 5 年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、令和 5 年 4 月 1 日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
貨物の運送及び配達業務
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 20 条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。
- (4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。
- (5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (6) 3 の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
 - ア 営業経歴書
 - イ 2 の(3)の許可を受けていることを証する書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
 - イ 提出期限 令和 5 年 3 月 8 日午後 5 時 15 分
なお、提出期限後も随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (3) 資格審査の結果
資格審査の結果は、提出期限内に提出した者については、令和 5 年 3 月 17 日までに書面により通知する。
- (4) 提出書類に関する説明
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) その他
- ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物のサイズ及び配達地域並びに重量による区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 令和5年3月23日午前11時
 - イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
- 契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 7 入札の無効
- 次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
 - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2144
ファックス番号 099-286-5508
- 12 その他
- (1) この入札は，この調達に係る令和 5 年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は，令和 5 年 4 月 1 日に確定する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体，法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体，法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体，法第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十八支部	外城戸 昭一	大園 次男	鹿児島市平川町 6001-6	○	令和 5 年 1 月 13 日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大田基次後援会	大田 基次	大田 基次	阿久根市塩浜町 1-65	令和 5 年 1 月 5 日
大野まさこ後援会	大野 雅子	大野 雅子	阿久根市脇本 7132-5	令和 5 年 1 月 20 日
鹿児島県鍼灸マッサージ師連盟	大勝 孝雄	松元 健一	鹿児島市草牟田町 8-4 鹿児島県鍼灸マッサージ師会館	令和 5 年 1 月 5 日
鹿児島未来会議	宗 勝子	宗 勝子	霧島市横川町上ノ 1883-24	令和 5 年 1 月 20 日
鹿児島を元気にする会	宮元 利典	宮元 千鶴子	鹿児島市田上八丁目 21-6	令和 5 年 1 月 24 日
坂元正春後援会	坂元 正春	坂元 正春	曾於郡大崎町永吉 9292 番地	令和 5 年 1 月 6 日
角野毅後援会	園田 純俊	松下 祐輔	垂水市錦江町 1-87	令和 5 年 1 月 31 日
確かな曾於市をつくる会	橋元 孝一	小野 富士夫	曾於市大隅町大谷 5761-2	令和 5 年 1 月 11 日
田代よしき後援会	田代 芳樹	田代 順子	鹿児島市清和 1-12-13	令和 5 年 1 月 13 日
橋口洋一後援会	橋口 洋一	橋口 隆	枕崎市岩崎町 357	令和 5 年 1 月 10 日
松崎洋美後援会	松崎 洋美	松崎 誠	阿久根市折口 1747-35	令和 5 年 1 月 11 日
元山ひさや後援会・元山ひさや応援団	並松 安文	福元 悟	日置市伊集院町徳重 1603-39	令和 5 年 1 月 6 日
やまさき太郎後援会	山崎 正明	山崎 正明	鹿児島市西千石町 7-33-706	令和 5 年 1 月 4 日
吉田こうじサポートーズ	吉田 浩司	蒲地 真子	鹿児島市中央町 35-13-201	令和 5 年 1 月 11 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県LPガス支部	市田 芳一	代表者の氏名	市田 芳一	秋元 耕一郎	令和 4 年 5 月 23 日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
秋丸健一郎後援会	秋丸 健一郎	主たる事務所の所在地	霧島市国分新町一丁目 19 番 15 号	霧島市隼人町内山田一丁目 3-41	令和 4 年 12 月 25 日
うとけい子後援会	宇都 恵子	政治団体の名称	うとけい子後援会	宇都恵子後援会	令和 5 年 1 月 25 日

鹿児島県LPガス政治連盟	市田 芳一	代表者の氏名	市田 芳一	秋元 耕一郎	令和 4 年 5 月 23 日
鹿児島県社会保険労務士政治連盟	山崎 智健	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 鴨池南国ビル 11階	鹿児島市下荒田三丁目 44-18のせビル 2F 203号	令和 4 年 11月 14 日
鹿児島県商連政治連盟出水支部	竹之下 良二	代表者の氏名	竹之下 良二	岩崎 孝和	令和 4 年 11月 1 日
鹿児島県パン工業協同組合連盟	木元 繁	政治団体の名称	鹿児島県パン工業協同組合連盟	鹿児島県パン協同組合連盟	令和 5 年 1 月 1 日
純垂会	園田 純俊	主たる事務所の所在地	垂水市錦江町 1-87	垂水市上町 41 番地	令和 5 年 1 月 31 日
		代表者の氏名	園田 純俊	小森 浩一	
たぶちがわとしひろ後援会	田淵川 寿広	主たる事務所の所在地	熊毛郡中種子町野間 16900-1	熊毛郡中種子町野間 4307-7-205	令和 5 年 1 月 20 日
		会計責任者の氏名	森田 啓彦	田淵川 正一郎	
米倉よしゆき後援会	米倉 由晋	会計責任者の氏名	大山 英明	米倉 妙子	令和 5 年 1 月 25 日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
サポートかのや	鹿屋市高須町 1895 番地 1	新地 順也	令和 4 年 12 月 31 日
下迫田良信後援会	いちき串木野市別府 3375-1	今村 一久	令和 4 年 12 月 31 日
なるお信春後援会	鹿児島市谷山中央 5-13-19	成尾 信春	令和 4 年 12 月 28 日
ひまわり会	鹿児島市上之園町 25 番地 36	前原 尉	令和 4 年 12 月 31 日
福崎和士後援会	鹿屋市上高隈町 317-1	浮牟田 富雄	令和 4 年 12 月 27 日
ももきた勇一後援会	日置市伊集院町郡 1189 番地 4	切原 勉	令和 4 年 12 月 31 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
田代 芳樹	田代 芳樹	鹿児島県議会議員	田代よしき後援会	鹿児島市清和 1-12-13	令和 5 年 1 月 13 日
松崎 洋美	松崎 洋美	阿久根市議会議員	松崎洋美後援会	阿久根市折口 1747-35	令和 5 年 1 月 11 日
宮元 利典	宮元 利典	鹿児島県議会議員	鹿児島を元気にする会	鹿児島市田上八丁目 21-6	令和 5 年 1 月 24 日
山崎 正明	山崎 正明	鹿児島県議会議員	やまさき太郎後援会	鹿児島市西千石町 7-33-706	令和 5 年 1 月 4 日
吉田 浩司	吉田 浩司	鹿児島県議会議員	吉田こうじサポーターズ	鹿児島市中央町 35-13-201	令和 5 年 1 月 11 日

- 5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団
 体法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でな くなった年月日
秋丸 健一郎	秋丸健一郎後援会	令和 4 年12月25日

公安委員会規則

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 2 号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察の組織に関する規則（平成 6 年鹿児島県公安委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「相談広報課」を削り、「情報管理課」の次に「留置管理課」を加える。

第 3 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条に次の 16 号を加える。

- (7) 警察安全相談の受理及びその処理の総合調整に関する事。
- (8) 被害者支援に関する事。
- (9) 犯罪被害者等給付金に関する事。
- (10) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成 28 年法律第 73 号）第 3 条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。
- (11) 警察署協議会に関する事。
- (12) 苦情、要望、意見等の受理及びその処理の総合調整に関する事。
- (13) 前号に掲げるもののほか、広聴に関する事。
- (14) 市民応接に関する事。
- (15) 広報に関する事。
- (16) 報道機関との連絡に関する事。
- (17) 音楽隊に関する事。
- (18) 電話交換業務に関する事。
- (19) 情報の公開に関する事。
- (20) 個人情報の保護に関する事。
- (21) 立案若しくは制定又は改廃を必要とする条例、規則、訓令その他公文書の審査に関する事。
- (22) 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 2 号中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同条を第 6 条とする。

第 2 章第 2 節第 1 款中第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（留置管理課）

第 9 条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置業務に関する事。
- (2) 留置管理に関する調査、研究及び指導に関する事。
- (3) 留置施設視察委員会に関する事。

第 34 条第 1 項の表音楽隊長の項中「相談広報課」を「総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。

被留置者の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 3 号

被留置者の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

被留置者の不服申立てに関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。）第21条」を「平成26年法律第68号）第23条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 公 告

警備業貴重品運搬警備業務 1 級，同 2 級及び警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により，警備員又は警備員になろうとする者に対し，警備業貴重品運搬警備業務 1 級，同 2 級検定及び警備業雑踏警備業務 1 級検定を宮崎県公安委員会と共同で，次のとおり実施する。

令和 5 年 2 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
- (3) 雑踏警備業務 1 級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 学科試験

令和 5 年 6 月 6 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 5 年 7 月 5 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 学科試験

令和 5 年 6 月 6 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 5 年 7 月 4 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 雑踏警備業務 1 級

(ア) 学科試験

令和 5 年 6 月 6 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 5 年 6 月 27 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

エ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(イ) 雑踏警備業務 1 級

鹿児島西警察署（鹿児島市城西三丁目8番10号）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

(3) 雑踏警備業務1級

ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定の方法及び内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(ニ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ホ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(ニ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(ニ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ホ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

ること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 5 年 3 月 27 日（月）から同年 4 月 7 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通

(オ) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通

(カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通

ウ 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通

(オ) 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(3)の

- アに該当する場合に限る。) 1 通
- (カ) 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(3)のイに該当する場合に限る。) 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること (受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。)
- 6 検定手数料
- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級ともに、16,000 円 (16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)
- (2) 雑踏警備業務 1 級は、13,000 円 (13,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。)
- (3) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着 (雨天時のみ) を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条の成績証明書を交付する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110 (内線 3032・3033)

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第 4-1 号

熊毛海区におけるマダイの採捕について、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 24 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 甲山博明

- 1 体長制限
全長 13 センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第 4-2 号

熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和 5 年 2 月 24 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 甲山博明

- 1 体長制限
甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。

2 禁止期間

5 月 1 日から 9 月 30 日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第 4 - 3 号

熊毛海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）第 4 条第 14 号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 24 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 甲山博明

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 令和 2 年 3 月 17 日熊毛海区漁業調整委員会指示第 1 - 3 号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までは、第 1 号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第 4 - 4 号

熊毛海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 24 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 甲山博明

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
（採捕等の制限）
- 2 熊毛海区においては、うみがめの採捕（うみがめの卵の採取を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、熊毛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者（採捕期間の制限）
- 3 2 の承認を受けた者（2 の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6 月 1 日から 7 月 31 日までの間は、採捕してはならない。
（雌うみがめの採捕の禁止）
- 4 2 の承認を受けた者であっても、雌のうみがめの採捕をしてはならない。
（承認証の交付）
- 5 委員会は、2 の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
（承認証の携帯）
- 6 2 の承認を受けた者は、5 の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
（承認の取消し）
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2 の承認に条件を付し、その内容を変

更し，又はこれを取り消すことがある。

（取扱要領）

- 8 この指示に定めるもののほか，うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては，別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

（所持又は販売の禁止）

- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し，又は販売してはならない。

（指示の有効期間）

- 10 この指示の有効期間は，令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。